

高齢者施策について伺います。

介護保険は制度開始から15年が経過しましたが、「介護の社会化」にはほど遠く、利用抑制と負担増が続いています。

今年4月、本市は要支援者を全国統一基準の介護保険給付から外し、市が実施する総合事業へ移行させました。

介護報酬は過去最大の2.27%も引き下げられ、8月からは、利用料の2割負担化や、補足給付の見直しなども実施されました。

これらの相次ぐ制度改悪の実態を把握するため、我が党は、市内の介護事業所へ実態調査アンケートを行い、8月30日現在まで、160事業所から回答を得ました。

それによると、4月からの介護報酬の引き下げの影響について、78%の事業所が「収益が下がり」、72%が「経営が悪化した」と回答。さらに、31%が「従業員の賞与・基本給を下げた」と答えています。

自由記述欄には「会社が負担し従業員に影響が出ないようにした」「研修費など切り詰めている」「今は社内努力で何とか踏ん張ってい

るが、来年まで経営がもつか分からない」と厳しい実態が書かれていました。

政府は、「認知症加算や中重度加算の活用で、報酬単価引き下げの影響をまかなえる」と説明をしてきました。しかし、加算をとった事業所でも、55%が赤字、黒字はわずか4%でした。

さらに、加算をとらなかった事業所のうち、56%は「人材確保が困難」と回答しています。

また、介護職員の人材確保については、50%が「不足している」と答えています。さらに、「報酬が下がっても、介護の質を下げる事も利用者へ負担を負わせる事もできない」と、悲痛の声も寄せられていました。

一方、介護事業所の経営や労働環境の改善に必要なこととして「基本報酬の引き上げが必要」と83%もの事業所が回答しています。

この調査から分かるように、報酬の引き下げが介護事業所へ甚大な影響を与えていますが、現状ついてどのように認識しているのかお答えください。基本報酬の引き下げの撤回、処遇改善交付金の再創設を国に求めると共に、市独自で上乘せ措置を行うことを求めますが、お答えください。また、利用者への影響については「1割負

担」について、59%の84事業所が「利用料の負担を理由にサービス抑制をしている人がいる」と答えています。

年収280万円以上の人の利用料2割負担については、64%が「家族の負担が増える」、46%が「サービス抑制をする」と答えています。「本人の状態が悪化する」との回答は20%もありました。

食費・居住費の補足給付の抑制については、「家族の負担が増える」が45%、「サービス抑制する」が36%でした。

利用者への負担増が、サービス抑制につながり、本人の状態悪化や、家族への負担が増大することは明らかです。

利用料の増大で、サービス抑制にならないよう、市として利用料の軽減制度を創設すること、国に2割負担と補足給付の改悪の撤回を求めることを要望しますが、ご所見をお示し下さい。

また、本市の現段階での2割負担となった人数と補足給付から外れた人数とその割合についてそれぞれお示し下さい。

今回の我が党の調査で、4月以降の報酬の引き下げが、介護事業所・介護労働者・利用者それぞれが深刻な実態であることが明確になりましたが、市としても事業所と利用者の実態を詳細に把握するべきではないでしょうか。

市独自で調査をすることを求めます。以上についてお答えください。

答弁【市長】

次に、高齢者施設についてであります。

まず、今回の介護報酬の改定については、国において、介護職員に対する処遇改善などの加算を行う一方で、物価変動や、事業所の経営状況を勘案して行われたものであります。

なお、市独自で上乘せ措置を行うことは、考えておりません。

次に、利用者の負担割合や、補足給付の見直しについてであります。

これらの見直しは、高齢化の進展により、今後も介護費用の増加が見込まれる中で、負担の公平化を図り、制度の持続可能性を高めるため、一定以上の所得や資産がある人に限って行われたものであります。

市独自の軽減制度については、すでに制度の中で「高額介護サービス費」など、利用者負担の軽減措置が講じられていることから、

考えておりません。

なお、8月末現在で、2割負担の対象者は、2,366人、補足給付の要件の見直しにより非該当となった人は、123人であり、補足給付の申請者全体に占める割合は、約3.4%であります。

また、介護事業者に対する状況調査については、今後、国において実施される予定であります。

次に、特別養護老人ホーム等施設整備についてであります。

介護保険制度を安定的に運営していくためには、施設サービスと在宅サービスとのバランスの取れた整備が求められております。

そのため、特別養護老人ホーム等の施設整備に加え、「24時間対応型サービス」や「複合型サービス」などの在宅サービスの充実により、待機者の解消に努めることとしております。

なお、施設整備の所要額については、建築関係の物価が高騰していることや、事業者により併設施設の状況や構造等が異なるため、試算は困難であります。

また、特別養護老人ホームの入所要件の見直しは、在宅生活が困難な中重度の要介護の入所が進むものと考えております。

なお、特別養護老人ホームについては、介護保険事業計画に位置づけ、国・県の財源を確保し、計画的に整備しているものであり、市独自での増設は困難であります。

以上